



歯科医師会からのメッセージ

保険適用で一部の奥歯も白いかぶせ物に！

これまでは、『奥歯は銀歯』が健康保険診療の常識でした。

ここ近年、材質の向上や患者さんのニーズに伴い段階的に**白いかぶせ物**が健康保険適応になってきています。とは言っても全ての奥歯ではありません。

対象となる歯は、

上下の第一・第二小臼歯（右図で黄色の歯）の8本と、

下の第一大臼歯（右図で青色の歯）の2本の合計10本です。

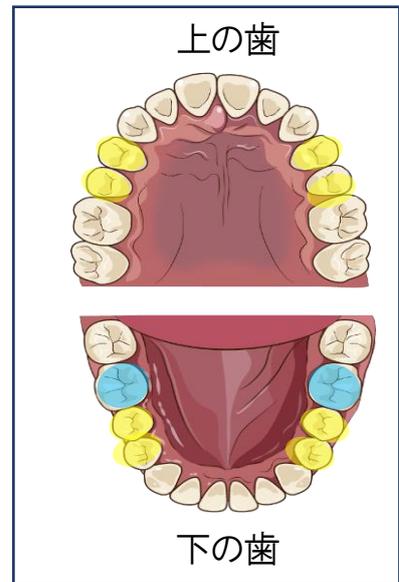
材質は樹脂とセラミックのハイブリッド（混合）でCAD/CAM（キャドキャム）冠と呼ばれます。

白いのは良いのですが、やはり金属程の強度を持ち合わせていないため、割れることがあるのが難点です。

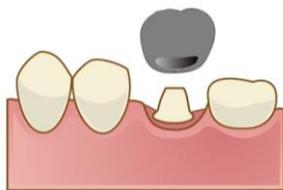
この理由から、青色の第一大臼歯に適用する際には、残っている歯の本数や状態等での規制がありますし、

また黄色の小臼歯においても、咬み合わせ状態によっては適していない場合もあります。

その他、例外的に金属アレルギーのある患者さんでは、診断書があればそれ以外の歯にも適用できますので、歯科医院にてご相談ください。



（白いかぶせ物ができる臼歯の場所）



可能なら、
白い歯にしたい
ところですね。

情報が満載



奈良県歯科医師会

検索



<http://www.nashikai.or.jp/>